

# 2

## 育児休業等の終了時の標準報酬月額改定

健康保険・厚生年金保険においては、これまでは、社会保険料の計算の基礎となる標準報酬月額は、年1回毎年9月に改定しておりますが、育児休業の終了時については、固定的賃金が2等級以上変動しない限り標準報酬月額の改定は行われませんでした。



平成17年4月からは、育児休業等を終了したときに、被保険者から申出があったときは、固定的賃金の変動を伴わず、かつ1等級しか報酬が変わらない場合であっても、標準報酬月額の改定を行います。



**▶ 育児休業等終了時改定の仕組み(例)**  
(職場復帰後の賃金月額が育児休業等開始前の20万円から15万円に低下した場合)

	育児休業等終了日(4/5)			届出			この年の9月の 定時決定はありません		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
標準報酬月額	育児休業等期間中と同じ標準報酬月額 <b>20万円</b>			改定後の標準報酬月額 <b>15万円</b>					
保険料額	<b>44,268円</b>			<b>33,201円</b>					

\*保険料額は、健康保険料(介護保険は含みません)と、厚生年金保険料の合計額です。  
\*保険料額は、事業主負担分と被保険者負担分を合計した額です。

**対象者**  
育児休業等を終了し職場復帰後、標準報酬月額が変動する被保険者。

**届出時期**  
育児休業等を終了し職場復帰した月から3ヶ月を経過した後。

**届出方法**  
被保険者の申出に基づき、事業主は、育児休業等を終了した日の翌日の属する月以降3ヶ月の報酬月額を記載した「健康保険厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を、管轄の社会保険事

務所に届出します。

**改定方法**  
育児休業等を終了した日の翌日の属する月以降3ヶ月の報酬月額の平均に基づき、育児休業等の終了後4ヶ月目から、標準報酬月額の改定を行い、保険料額を決定します。

**船員保険について**  
船員保険の取扱いについては、船員保険の事務を取扱う社会保険事務局または社会保険事務所へお問い合わせください。